

議案第241号

指定管理者の指定について

大和田公園等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市見沼区大和田町1丁目32番1ほか	大和田公園
さいたま市大宮区天沼町1丁目676番1ほか	天沼緑地
さいたま市見沼区堀崎町12番1ほか	堀崎公園
さいたま市見沼区堀崎町736番1ほか	堀崎中央公園
さいたま市北区土呂町1丁目42番	土呂公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 渡邊 誠吾

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで